



福祉 いばらきまち



感謝



茨城町社会福祉協議会は地域の皆さまに支えられて、法人設立50周年を迎えました。これからも次世代を担う子どもたちのボランティア活動への参画などを促進するため、住民とともにつなぎ、ささえ合い、ひろげる福祉活動を目指します。

今号の主な記事

法人化50周年を迎えて／50年のあゆみ
ボランティアセンター情報 あいあい／
地域包括支援センターからのお知らせ／かいごかわら版

9月号
No.140



この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分金によって作成しています。

令和4年

法人化50周年を迎えて

社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会

会長 小林 宣夫



このたび、社会福祉法人茨城町社会福祉協議会は、昭和47年に社会福祉法人格を取得してから、今年で50年という節目の年を迎えることができました。

これもひとえに、町民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の多くの皆様方のご理解とご協力ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

また、これまで本会の運営にご尽力いただきました歴代の会長をはじめ、役員、委員の皆様に対しまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、この50年の間に、社会福祉を取り巻く環境も大きく変化し、急速に進む少子高齢化や核家族化とともに経済状況の変化、近隣関係の希薄化など、家庭や地域社会のあり方が大きく変わってまいりました。

一方、従来からの福祉課題に加え、虐待や貧困など地域の中で新たな社会問題が深刻化しております。

このような中、本会では多様な福祉課題

に対応するため、数々の事業を実施してまいりました。設立当初は、家庭奉仕員派遣事業、移動入浴車事業による在宅高齢者への支援が中心でしたが、その後は、地区社協やボランティア活動などの地域福祉の推進を柱に、高齢者や障害者、生活困窮者支援に取り組んでまいりました。また、制度施行に伴う介護保険事業を開始するなど、幅広く事業を展開し、さらに近年では、平成31年から高齢者等福祉タクシー事業の実施、令和元年からはデマンド型乗合タクシー事業の一部業務を受託するなど、組織としても大きく成長してまいりました。

今後とも、町民の皆さまの様々な福祉ニーズに応えられるよう地域福祉を推進する組織として「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまち」実現のため努力して参りますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《歴代会長》

昭和47年～昭和53年	荻津 正夫
昭和54年～昭和60年	皆川 弘次
昭和61年～昭和62年	大和 義明
昭和63年	嶋根 昭治
昭和63年～平成2年	皆川 弘次
平成3年～平成11年	郡司 和幸
平成12年～平成14年	木村 睦
平成15年～平成18年	佐藤 順一
平成19年～現在に至る	小林 宣夫

(敬称略)



茨城町社会福祉協議会 50年のあゆみ

昭和47年	▶社会福祉法人として、厚生大臣より認可 ▶心配ごと相談事業開始
昭和50年	▶広報「福祉いばらきまち」第1号発行
昭和52年	▶家庭奉仕員派遣事業開始
昭和54年	▶移動入浴車事業開始
昭和57年	▶老人給食サービス事業開始（現高齢者等給食サービス事業） ▶法人化10周年記念福祉大会開催
昭和63年	▶ミニシルバー人材センター事業開始
平成元年	▶善意銀行事業開始
平成3年	▶在宅福祉サービスセンター事業開始
平成6年	▶地域ケアシステム推進事業受託

平成8年	▶ボランティアセンター事業開始 ▶ボランティアセンター設置
平成9年	▶身体障害者デイサービス事業開始
平成12年	▶介護保険制度が始まり、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所の4事業所を設置
平成13年	▶障害者福祉ワークス事業受託
平成14年	▶法人化30周年記念大会開催
平成18年	▶いきいきサロンづくり事業開始
平成19年	▶茨城町第1期地域福祉活動計画の策定
平成20年	▶茨城町地域包括支援センター受託
平成23年	▶日常生活自立支援事業受託
平成23年	▶緊急生活支援事業開始 ▶行路人旅費事業開始
平成27年	▶茨城町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
平成29年	▶社会福祉法の改正に伴い、組織基盤の改正
平成31年	▶茨城町高齢者等福祉タクシー事業開始
令和元年	▶デマンド型乗合タクシー事業の一部受託
令和2年	▶新型コロナウイルス特例貸付申請窓口設置 ▶茨城町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定



役員一覧(9月1日現在)

会長	小林 宣夫
副会長	澤 秀雄
副会長	東ヶ崎 静仁
理事	海老澤 貞雄
理事	丸山 昇一
理事	福田 喜一
理事	河野 昭夫
理事	檜山 太一
理事	飯田 昭彦

監事	林 啓二
監事	横田 祐之
評議員	鬼澤 洋一
評議員	皆川 靖夫
評議員	星野 公光
評議員	梶井 重雄
評議員	海老澤 信子
評議員	木村 光子
評議員	荻津 和良

評議員	新堀 弘子
評議員	浅野 操
評議員	牧野 鈴枝
評議員	早乙女 恵美子
評議員	佐々木 武司
評議員	星 千栄子
評議員	篠原 和志

(敬称略)

令和3年度 事業報告(概要)

近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化が進行する中、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、子育てに対する不安や生活困窮など地域における福祉課題は多様化・複雑化してきております。これらに対応する福祉ニーズも多様化してきています。

コロナ禍による影響を鑑み、事業の縮小を余儀なくせざるを得ない状況ではありましたが、子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もそうでない人も、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、行政や関係団体、地域づくりにかかわるすべての方々力を合わせ、各事業に取り組んでまいりました。

地域福祉事業

緊急生活支援事業をはじめ、収入の減少や失業等をされた世帯に対して、特例貸付の相談と受付など支援に努めてまいりました。また年末には、茨城ひぬまライオンズクラブとの協賛により、生活に困窮する要援護世帯に食料の詰め合わせセットを民生委員児童委員の協力のもと配布しました。

相談事業では、遺産相続や損害賠償、土地に関する問題など、弁護士による法律に関する相談事業を開設し、法的にトラブルの解決を目指し事業の充実を図ってまいりました。

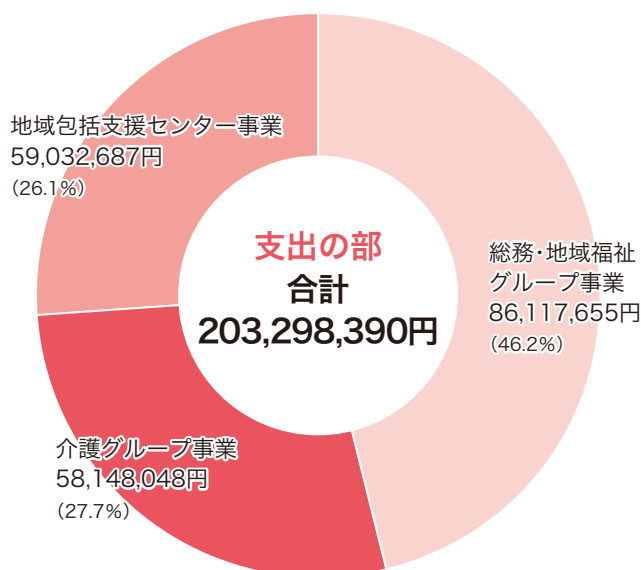
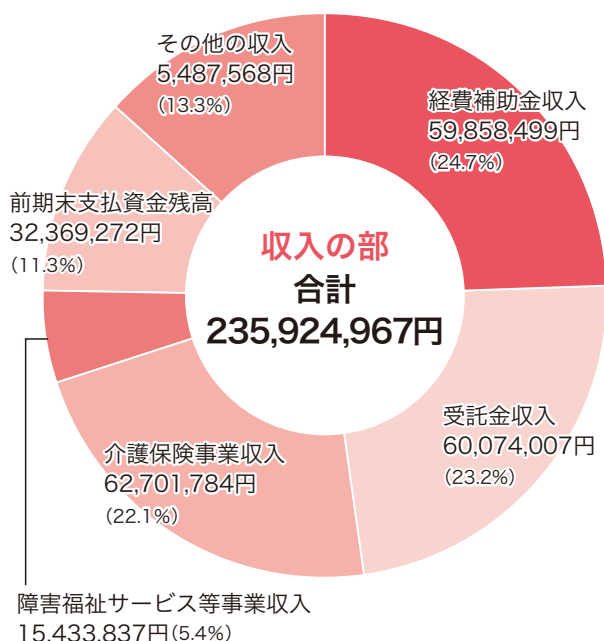
介護保険・障害福祉サービス事業

利用者が望む暮らしを実現するため、個々に合わせたサービスの提供に努めてまいりました。また、事業所が継続して運営できるよう、コロナウイルス感染防止対策の徹底を図ってまいりました。

地域包括支援センター

地域の高齢者の様々な相談に対し、適切な機関やサービスにつなぎ、継続的に支援してまいりました。また、80歳を迎えられた介護保険未申請者への個別訪問や多職種との連携を通して課題の早期発見と解決に努めてまいりました。

令和3年度 決算報告





小学生ボランティア体験を実施しました

8月18日に、町総合福祉センターゆうゆう館において、ボランティア協力のもと町内小学校に通う4～6年生を対象とした福祉ボランティアの体験学習を実施しました。この事業は、子どもたちが手話や車イス等の体験をととしてボランティアについて関心を高めてもらうことを目的に夏休みの期間に実施をしています。

当日は、19名の参加をいただき、子どもたちが元気いっぱい学ぶ姿勢が見られました。

手話体験



耳の聞こえない方や声を上手く出せない方が使う「手話」を学びました。

絵手紙体験



絵手紙の作品づくりを行いました。お世話になっている人へ感謝の気持ちを込めました。

疑似体験



目の見えない方や身体に障がいのある方の疑似体験を行いました。

車イス体験



車イスの扱い方を学びました。

善意銀行へのご寄附ありがとうございました

本会には、町民をはじめ多くの皆様より温かい善意がたくさん寄せられています。そのお気持ちを町の地域福祉推進のために大切に活用させていただきます。

(令和4年5月25日～8月31日受付)

【寄附金】 (敬称略)

寄附者氏名	金額	使途指定
桜ヶ丘中学校昭和36年度 卒業生 (36会) 藤井 行雄、郡司 敏雄	53,681円	法人一任
茨城町ひめま高校生会	13,900円	法人一任

【寄附品】 (敬称略)

寄附者氏名	寄附品	使途指定
(株)石崎商店	米10kg 4袋	デイサービス・ 給食サービス事業
萩谷 憲一	オーディオ接続コード	音訳ボランティア
(株)ダイナム	食品日用雑貨品25点	法人一任
匿名	オムツ3袋	法人一任

きずなBOX実績報告



(R4. 6月～8月31日まで)

・食品 47.1kg

ご支援ありがとうございました。
ご家庭や職場等に余分な食品がありましたら、ご協力をお願いします。

地域包括支援センター



は高齢者の相談窓口です

茨城町多職種連携交流会を開催しました!!

支援の必要な高齢者の在宅生活を支えるためには、医療や介護等の多職種が連携を取り合うことが重要です。そのために本会では、その職種ならではの視点・役割や重要性を知る機会の場の提供を行い、お互いの関係性の構築と多職種が各々の役割を十分に発揮し、在宅ケアの質の向上を目指すため、定期的に多職種連携交流会を開催しています。

6月3日の交流会では、利用者のお薬手帳を通して、多職種が利用者情報を共有し、在宅生活を支える仕組みを構築するため、みすず薬局岡店の中村薬剤師から、かかりつけ薬剤師の役割とお薬手帳の活用方法について講義をいただきました。

ここで、かかりつけ薬剤師の必要性についてご紹介いたします。



かかりつけ薬剤師とは？

かかりつけ薬剤師とは、薬による治療のこと、健康や介護に関すること等に豊富な知識と経験を持ち、患者や生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師のことをいいます。

【かかりつけ薬剤師を持つメリット】

- ・薬の専門家が身近にいるから安全・安心に薬を使用できる
- ・薬局が開いていない時間にも薬の相談ができ、在宅医療もサポートしてもらえる
- ・医療チームのサポートを受けられる

普段から薬や健康のことを気軽に相談できる薬剤師がいれば安心できます。日頃、利用している薬局で相談をしてみてください！

お知らせ

白血病患者支援給付のお知らせ

白血病患者支援基金から白血病の方に支援金を給付します。この基金の原資は、町内有志者のご協力により、実施しています。

◆対象となる方 次の要件を満たした方

- ①白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫の方
- ②二十二歳以下の方
- ③町内に半年以上居住している方

◆給付金

- ①入院等による治療を要した場合
二十万円
- ②通院等により治療を受けた場合
五万円

◆申請方法 申請書に必要事項を記載の上、社会福祉協議会にお申込み

ください。申請書は、窓口に用意しています。ホームページからダウンロードも可能です。病名が証明できる書類、通帳のコピー等の振込先口座が確認できる書類をご持参ください。

◆申込締切

令和四年十月三十一日(月)

かいでかわら版

一般介護予防事業「花まる健康教室」が始まりました

この事業は、高齢者が介護に陥らないための体力づくりや認知症予防により、地域で元気に暮らし続けることを目指しています。本会では、ゆうゆう館多目的室にて毎週金曜日の午後、脳トレを中心にレクリエーションや軽い運動を交え、認知症予防教室を開催しています。今後も、生け花や書道など参加者の皆さんに楽しんでいただけるようなプログラムを取り入れながら、介護予防を進めていきます。



絵手紙の様子



体操の様子



プリント学習の様子



詐欺防止講座の様子

弁護士相談

ローン・金銭・遺産相続・土地・損害賠償など、法律に関する事案について相談に応じます。相談料は無料です。個人の秘密は守りますので、安心してご利用ください。※事前予約制

◆開催日 一月二十三日(月)
三月二十七日(月)

◆時間 午後一時三十分～三時三十分

◆利用方法 (相談時間は一人三十分程度)
開催日の七日前までに

予約状況を確認の上、お申込みください。予約時に相談内容をお知らせください。

◆予約問合せ

〇二九―二九二―七二四一

心配ごと相談所

◆日時 第一・三・五 曜日
午後一時～四時

(祝日・年末年始は除く)

◆場所

町ゆつゆう館二階会議室

今年も 共同募金運動にご協力をお願いいたします



■赤い羽根共同募金運動

期 間／令和4年10月1日～12月31日まで
目標額／ 8,165,000円

■歳末たすけあい運動

期 間／令和4年12月1日～12月31日まで
目標額／ 2,400,000円



今年で75回目を迎える共同募金運動が10月1日より開始されます。

赤い羽根共同募金は、地域福祉の充実のために役立てられる募金で、支援を必要とされる方々やボランティア団体などが行う福祉活動のために使われるものです。

令和3年度共同募金運動では、新型コロナウイルス感染症の影響で、大変厳しい状況下ではありましたが、町民の皆様をはじめたくさんの企業から多くの募金が寄せられました。お寄せいただきました募金につきましては、一人暮らし高齢者の見守り活動や生活困窮者の支援など、地域福祉を推進するための資金として大切に使用させていただきます。

令和4年度においても、何卒ご理解いただき、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

茨城町共同募金委員会
会長 小林 宣夫

■□ 歳末たすけあい事業 歳末援護金のご案内 ■□

皆様方からお寄せいただいております共同募金(歳末たすけあい募金)を原資として、歳末援護金配分事業を実施いたします。次の要件に該当する方は、地区担当民生委員児童委員にご相談の上、申請をしてください。

- ◆趣 旨 新たな年を迎える時期に、支援を必要とする在宅の方々を対象に、歳末援護金を配分します。
- ◆対 象 次の①と②の両方の要件を満たし、茨城町社会福祉協議会長が認めた世帯
 - ①9月1日現在で茨城町に居住し、町民税が非課税の世帯
 - ②次のいずれかに該当する世帯

対象区分	定 義
要介護4・5のいる世帯	要介護4・5の認定を受けた者のいる世帯
要保護世帯	特に経済的に困窮している世帯
一人暮らし高齢者	75歳以上の一人暮らし高齢者世帯
高齢者のみの世帯	世帯全員が75歳以上の高齢者世帯
高齢者と虚弱者または18歳未満者のみの世帯	75歳以上の高齢者と虚弱者又は18歳未満者のみの世帯(子どもが就労している場合は対象外)
母子・父子世帯	子どもの年齢が18歳未満の世帯(子どもが就労している場合は対象外)
交通遺児世帯	子どもの年齢が18歳未満の世帯(子どもが就労している場合は対象外)
重度障がい児(者)世帯	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神保健福祉手帳1級を保持している者のいる世帯
準要保護世帯	教育委員会において、準要保護の認定を受けている世帯

※生活保護法による保護を受けている世帯、及び配分の対象となる者が施設入所又は長期入院中(6ヶ月以上)の世帯は対象となりません。

- ◆援 護 金 一世帯あたり 10,000円
- ◆申請方法 地区担当民生委員児童委員にご相談ください。(申請及び配分は民生委員児童委員経由とします)
- ◆問 合 せ 茨城町社会福祉協議会 茨城町総合福祉センターゆうゆう館内 電話 029-292-7141